自動車の点検基準等の改正について

～自動車点検基準（省令）及び自動車の点検及び整備に関する手引（告示）の改正～

平成 18 年 9 月

自動車交通局技術安全部整備課

1．経緯

学識経験者、自動車業界団体代表等から構成される「自動車の検査・点検整備に関する基礎調査検討会」（平成 15 年 10 月～平成 17 年 3 月）において、①二輪車（二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車をいう。以下同じ。）の定期点検は、6 月点検を廃止することが可能である、②二輪車以外の車種の定期点検については、点検時期を変更することは適当ではないが、点検項目については引き続き精査する必要があるとの結論が得られ、平成 17 年 3 月に所要の措置を講ずることが閣議決定されました。

これに基づき、今般、二輪車の 6 月点検の廃止等の措置を講ずるため、「自動車点検基準」（昭和 26 年運輸省令第 70 号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 12 年運輸省告示第 162 号）の改正を行うこととします。

2．主な改正内容

（1）定期点検

二輪車については、6 月点検及び 12 月点検の点検項目が規定（それぞれ 14 項目、48 項目）されてきたところですが、6 月点検を廃止するとともに、点検項目の延長等を行い 1 年点検及び 2 年点検の点検項目を規定（それぞれ 33 項目、48 項目）します。併せて、1 年点検及び 2 年点検の点検項目に、各々11 項目ずつ走行距離加味項目[①]を設定します。

また、点火プラグの状態の点検を原則として廃止すること、大型車（車両総重量 8 トン以上のトラック又は乗車定員 30 人以上のバスをいう。以下同じ。）の

---

① 前回の定期点検からの走行距離が一定距離以下の場合に点検を省略することができる点検項目

車輪脱落事故防止対策としてホイール・ボルト関係の点検項目を追加すること等の一部変更を行うほか、被牽(けん)引自動車については、その他の車種と比較して構造が独特であることから、点検項目を規定する別表を一般の大型トラック等に適用するものから分離して規定します（旧別表の場合、被牽(けん)引自動車には備えられていない装置に関する点検項目を含めて、3 月点検では 47 項目、12 月点検では 96 項目であったが、新別表では 3 月点検では 20 項目、12 月点検では 33 項目）。

（2）日常点検

点検・整備等の不良が原因と見られる大型車の車輪脱落事故が多発していることから、大型車の車輪脱落事故防止対策として、ホイール・ボルト関係の点検項目を 1 項目（ディスク・ホイールの取付けが不良でないこと）追加します。

3. 今後のスケジュール

・公布　：　平成 18 年 10 月中を予定
・施行　：　平成 19 年 4 月 1 日